

雪令和 7 年度 野沢温泉村

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり策定事業仕様書

1 業務委託名

野沢温泉村 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり策定事業

2 目 的

野沢温泉村（以下「村」という。）では、2050 年までに村内における二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることを見据え、温室効果ガス排出量等の実態を把握しつつ削減を推進するとともに、再生可能エネルギーを最大限に導入活用していく取り組みを計画的に実行していくこととしている。

このため、本業務では、次の二つの事業に取り組む。

① 村の地域特性を踏まえた将来像、脱炭素シナリオの作成

二酸化炭素排出量の削減目標、再生可能エネルギー導入目標を設定し、その実現に向けた施策や推進体制の構築、ロードマップを作成することにより、温室効果ガス排出量等の現状分析及び将来推計分析等を精査するとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）案の作成を目的とする。（第一号事業）

② 村が所有する主要公共施設、及び土地等に P P A 方式による太陽光発電設備を設置するためのフィジビリティスタディの実施。公共施設毎に太陽光設備の設置の可否、概略設計、PPA 事業性の検討を行う。（第二号事業）

3 履行期間

契約の日から令和 8 年 1 月 9 日（金）まで

4 委託業務の内容

（１）第 1 号事業 脱炭素に資する目標の作成

2050 年までの脱炭素社会の実現及び地域のあるべき将来像の実現を見据えた再エネ導入並びにその他の脱炭素に資する目標の作成

① 現状の温暖化ガス排出量と、削減量目標の策定

- （ア）現状の温暖化ガス排出量の調査を行い、温暖化ガス排出量の削減目標、削減策を策定。
- （イ）温暖化ガス排出量と、温暖化ガス削減策（再エネ導入施策）と施策ごとの削減目標の設定は環境省「自治体排出量カルテ」などから現状の排出量を分析。
- （ウ）温暖化ガスの削減手段毎（再エネ導入施策毎、行動変容などその他施策毎）に削減可能量を調査し、時間軸を含め、実現可能な目標値を設定すること。

（エ）野沢温泉村の特長として、まず特別豪雪地であるということ。3 m を越える積雪に耐えうる太陽光発電システムの導入「雪国太陽光」が不可欠となります。

（オ）次いで、高低差があり小水力発電に適した溪流、河川があること、山林が 80 % を占める地理を活かした再エネ導入検討を行います。
森林吸収量の算定、再エネ導入以外の省エネ、デコ活導入等による脱炭素推進、人口動態による増減量を勘案すること。

② 再エネ発電設備導入に関する調査と目標設定

（ア）太陽光発電システムの導入可能量の算定について

野沢温泉村は特別豪雪地帯であり、3 m を越える豪雪に耐えうる太陽光発電システムの導入が不可欠となります。豪雪地対応太陽光発電システムについては長野県北信地域振興局発行の「雪国・住宅太陽光発電ガイドブック」を参照ください。

住宅太陽光、及び、公共・産業用太陽光発電システムの導入可能量を算定してください。

- 住宅太陽光： 村内住宅をサンプリング調査し、設置可能棟数を割り出し、設置可能容量を算定する。
- 公共・産業用建物への太陽設置： 村内公共、産業用建物をサンプリング調査し設置可能容量を算出する・
- 住宅、公共・産業用共にサンプリング手法は問わない。分母に対し 15%~20%以上のサンプリング数を目安とすること。

(イ) 小水力発電について：

- 村内にある水系ごとに、小水力発電所の設置可能性を分析。上流、中流、下流など一水系、複数発電所設置を検討。導入可能量を算定する。

③ 再エネ導入以外の脱炭素推進活動と脱炭素量の想定

- (ア) 省エネ推進による脱炭素効果、デコ活の推奨、推進による段階的な脱炭素目標量を算定する。
- (イ) 森林整備による二酸化炭素吸収量増を算定する。

④ 人口動態、経済活動による二酸化炭素排出量の増減調査

(2) 第1号事業 地域脱炭素実現のための政策及び施策に関する構想策定

目標及び地域脱炭素を実現するために必要な政策及び重要な施策に関する構想の策定

① 豪雪地対応住宅、公共・産業用屋根太陽光発電システム導入促進策の構想、提案

- (ア) 主力太陽電池メーカーによる、雪国太陽光システムの選定
- (イ) 雪国太陽光と非多雪地域向けの一般太陽光のコスト比較を実施、差額分を埋める補助事業提案（例として、令和7年度、長野県雪国太陽光設置モデル創出事業補助金が設定されたが、継続、拡大する提案）

② 地域共生・地域裨益型再エネの立地

- (ア) 野沢温泉村の地理を活かした、小水力発電の導入案の作成
- (イ) 小水力発電：最大発電量を確保するための課題抽出、及び対応策案の取り纏め。
- (ウ) 村内発電、村内消費の為に電力事業会社の設立案の作成：
既に小水力発電事業を実施しているが、発電設備の増強を含め、村営発電事業の設立を検討。並行して公共施設への太陽光PPA事業推進を検討予定だが
小水力発電、太陽光PPA事業の村内事業会社設立案の取り纏め。

(3) 第1号事業 脱炭素実現に向けた体制構築、進捗管理案の作成、その他

村長、村役場、事業者、住人を含めた推進体制、進捗管理案を作成。

その他：野沢温泉村・デコ活案を作成。

(4) 第2号事業 豪雪地・公共施設への太陽光設置要件に関する調査

野沢温泉村の地域特性（特別豪雪地帯）、環境特性等（建築物や周辺環境等の確認のための現地調査を含む）、調査・検討

① 野沢温泉村の気象条件の整理、気象条件に関わる太陽光発電システム設計要件をまとめる。

② 特別豪雪地帯での、公共・産業用屋根太陽光発電システム設置要件の取り纏め

- (ア) 建築関連法、JIS規格、NEDO発行の太陽光施工ガイドラインなどから、積雪3mを越える地域での準拠すべき太陽光発電システム設計、施工要件を抽出、まとめる。
- (イ) 主要太陽電池メーカー（複数社）と折衝し、設置可能な適切な太陽光発電システムを抽出する。

(5) 第二号事業 太陽光発電設備導入検討

野沢温泉村の18の公共施設について太陽光発電システムの設置可能性調査、基本設計検討を行う。

公共施設のリストは別添1を参照。

- ① 施設毎に太陽光発電システムの設置可否を判定。
- ② 施設毎の電力消費量を分析し、適切な太陽光設置容量を算定する。
* 電力消費データは、選定された事業者に提出致します。
- ③ 太陽光発電システムを設置可能な施設について、基本設計を実施する。
- ④ 設備ごとに NEDO(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)発行の METPV 日射量データベースを用い発電量を推計、電力消費データと掛け合わせ実自給発電量を算定。
- ⑤ 避難所指定設備については、蓄電池設置したとして、電力消費、自給率算定を行う。
- ⑥ 基本設計に基づく、コスト試算を行う。

(作業場の留意事項)

太陽電池パネルのレイアウト、設置容量は、電力消費の特長に合わせ、自給率をなるべく最大化できるように検討してください。

(6) 第二号事業 太陽光発電設備 P P A 事業検討

18 の施設から発電量、脱炭素効果が、コスト効率の高い施設を 12 選定、P P A 事業検討を行う。

- ① 基本設計ベースでの概算積み上げコストを算出。補助金有、補助金なし、それぞれのコストをまとめる。
- ② ①で算出されたコストを基に L C O E を算定。P P A 想定単価を割り出す。
- ③ それぞれの施設の現時点の電力コストと、P P A 想定単価を踏まえた電力コストを比較、発電量が多く、経済メリットの高い施設を割り出す。

(7) 第二号事業 太陽光発電設備 P P A 導入提案書の作成

本調査から、P P A 導入に適しているとされる施設(発電量が多く、経済メリットが得られる)について実導入に向けた計画を作成する。

- ① P P A 導入に向けたアクションアイテムと日程表の作成
- ② 適応可能な補助金の調査

(8) 作業報告について

- ① 中間報告、及び終了報告会の設定： 受託者、野沢温泉村で協議の上、日程を設定。実施する。
- ② 野沢温泉村定期報告： 受託者は野沢温泉村総務課企画財政係に、業務日程表を共有し、2 週間毎を目安に進捗、課題等を報告、情報共有する。
- ③ 受託者は野沢温泉村から業務に関し、質問等を受けた際、受託者は速やかに回答する。

6 成果品の提出

(1) 成果物の内容及び形式等

本業務の成果物は以下のとおりとする。

電子データの形式は委託者と受託者で別途協議して定めるものとするが、特段の指定がない場合は、PDF 形式とする。また、電子データは伝送、もしくは USB メモリなど電子記録媒体に保存して提出する。

(2) 提出場所

野沢温泉村役場企画財政係(長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷9817)

(3) 提出期限

各成果品の提出期限については、令和8年1月9日(金)とする。ただし、必要に応じて、別途協議の上、各成果品の納入期限を定めることができるものとする。

7 業務実施体制

受託者は、本業務を円滑に遂行させるため、管理技術者を選任し、委託契約締結後速やかに、管理技術者の氏名及び連絡先を野沢温泉村役場企画財政係に提出するとともに、業務を円滑に遂行できるよう、十分な体制をとるものとする。

また、変更があった場合も同様とする。

8 業務に要する経費の限度額

第一号事業 8,000,000円（消費税込み）

第二号事業 8,000,000円（消費税込み）

9 その他

- （1）当該仕様書に記載していない事項等については、委託者と受託者が協議して決定する。
- （2）受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。
- （3）受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。
- （4）受託者は、定期的に野沢温泉村役場等において打合せを行い、業務全体の進捗状況について報告すること。また、協議を要する事項や提案事項等がある場合は随時委託者に報告し、必要に応じ面談等により打合せを行うとともに、その結果を委託業務に反映させること。
- （5）本業務に関する著作権は、契約金額の支払いと同時に委託者に移転するものとする。ただし、著作権法（昭和45 年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利は含まないこととし、必要な場合は、委託者と受託者が協議して決定する。
- （6）受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。これは、契約の解除後及び契約期間満了後においても同様とする。